

森町立図書館

指定管理者募集要項

令和 7 年 1 0 月

森町教育委員会

目次

1	募集の目的	1
2	施設の概要、設置目的	1
3	管理の基準	1
4	業務の範囲	1
5	指定の期間	1
6	指定管理料	1
7	自主事業に関する事業	1
8	事業の継続が困難となった場合における措置	2
9	応募資格	2
10	募集要項の配布	3
11	質問の受付	3
12	申請の手続	3
13	指定管理者候補者の審査及び選定	4
14	その他	5
15	スケジュール	5
16	問い合わせ先	5

【様式】

指定管理者指定申請書
事業計画書

【参考資料】

地方自治法（抄）
森町立図書館の設置及び管理に関する条例
森町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則
森町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

1 募集の目的

森町立図書館（以下「図書館」という。）の安定的かつ効率的な業務の遂行と、さらなる町民サービスの向上及び地域の相互交流を促進させるため、図書館の管理運営を行う指定管理者を募集する。

2 施設の概要、設置目的

図書館の概要

- (1) 名称 森町立図書館
- (2) 所在地 周智郡森町森 1 4 8 5 番地（森町文化会館内）
- (3) 開館日 平成 7 年 4 月 1 5 日
- (4) 施設内容 一般書コーナー、図書検索コーナー、閲覧コーナー、A V コーナー、児童図書コーナー、雑誌コーナー、絵本コーナー、事務室、閉架書庫
- (5) 蔵書数 8 6 , 1 5 1 冊（令和 7 年 3 月末）
- (6) 利用時間 午前 9 時から午後 5 時まで
指定管理者は、教育委員会に届け出た上で臨時に開館時間を変更することができる。
- (7) 休館日 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。）に規定する祝日に当たるときは、その翌日
12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
特別整理日（毎年 12 日以内で館長が定める日）
その他官庁が必要と認める日

設置目的

本施設は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づき、図書資料やその他必要な情報等を収集・保存及び利用に供し、利用者の教養や文化の発展に寄与することを目的としています。

3 管理の基準

森町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成 6 年 12 月 21 日条例第 37 号）、森町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 6 年 12 月 22 日教育委員会規則第 5 号）、森町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成 25 年 2 月 27 日告示第 7 号）、その他教育委員会の定めるところに従い、適切に管理すること。

4 業務の範囲

- (1) 森町立図書館の設置及び管理に関する条例第 7 条に規定する業務
- (2) 森町立図書館指定管理業務仕様書に記載する業務

5 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

6 指定管理料

指定管理料について、これまでの実績等を元に、一定の基準額を次のとおり設定する。指定管理者の指定を申請する団体は、経費の節減等について民間事業者のノウハウを活かして、この基準額を目安に指定管理料を提案すること。なお、指定管理料の見積もりに当たっては、基準額を上回る提案をした場合は失格とする。

指定管理料基準額（期間全体）7 6 , 7 0 0 , 0 0 0円（消費税含む。）

※基準額のうち、（年額）3 , 4 4 0千円以上（消費税含む。）を新規図書館資料（新聞・雑誌等を含む）購入費とすること。

7 自主事業に関する事業

仕様書に定められていない事業等の実施について、一般の利用者の使用に支障が出ない範囲において、指定管理者が企画し、自己の責任と費用において行う。

8 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、町は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとする。この場合、指定管理者は協定書で定める違約金を町に支払うほか、町に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となった場合、町と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議を行うものとする。なお、その結果事業の継続が困難であると判断した場合は、町は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとする。

9 応募資格

(1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 次のいずれかに該当する団体又は次のいずれかに該当する団体が構成員となっているグループは、申請者となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者

イ 森町から指名停止措置を受けている者

ウ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

ク 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者

ケ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）

コ 各選定委員会委員と資本面で関連がある者。

※申請した法人等が応募資格を満たすかを確認するために、教育委員会より関係機関に照会を行う場合がある。

※指定管理者として選定された後、森町議会の議決後指定を受けるまでの間に、応募資格を満たさなくなった場合は、候補者としての資格を失うものとする。

10 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月24日（金）まで

(2) 配布方法

森町教育委員会社会教育課で配布

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く）。

森町ホームページからもダウンロードできます。

(URL: <http://www.town.morimachi.shizuoka.jp>)

11 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月20日（月）まで

(2) 受付方法

質問票（書式は自由です。）に記入の上、森町教育委員会へ持参、郵送、または電子メールのいずれかで送付してください。

郵送先：〒437-0215 静岡県周智郡森町森1485番地

電子メール：kyo_syakai@town.shizuoka-mori.lg.jp

(3) 回答方法

質問受付後、令和7年10月27日（月）までに電子メールで回答します。

12 申請の手続

(1) 申請の方法

提出書類は、アからケまでを順に並べクリップ留めしたものを、正本1部、副本6部提出してください。

ア 指定管理者指定申請書（様式第4号）

イ 事業計画書

ウ 定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類

エ 法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し）

オ 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類

カ 直近3か年の法人等の事業報告書及び収支計算書、貸借対照表 等

キ 直近2か年の法人税、所得税、消費税などの各納税証明書 等

ク グループ申請の場合は、グループの構成員を記載した書類、グループ協定書の写し、委任状、印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

(2) 申請に際しての留意事項

申請書類の内容や審査に関して一定の要件に該当した場合は、そのものを審査の対象から除外します。

ア 申請者の制限に掲げる事項に該当すると判明した場合

イ 複数の事業計画書を提出した場合

ウ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、各選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするように働きかけた場合

エ 申請書類に虚偽又は不正があつた場合

オ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

カ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合

キ 町が支払う指定管理料について、事業計画書において、町が示している上限額を超える提示をした場合

ク その他不正な行為があつたと町が認めた場合

(3) 申請書類等の取扱い

ア 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、返却しません。

ウ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、公募や選定に係る公表をする場合やその他森町が必要と判断するときは、町は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとし、

- エ 申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いる結果生じる事象に係る責任は、すべて申請者が負うこととします。
- オ 申請の辞退は、選定委員会開催の前日までに限り、書面をもって行うことができます。ただし、この場合においても申請書類は返却しません。
- カ 再度の選定について
応募がなかった場合、応募があったもののいずれも適切な提案でなく、候補者が選定できない場合、選定の結果を通知した後に事情で指定管理者に指定できない場合、再度の選定を行うことがあります。

(4) 申請の受付

ア 受付期間

令和7年10月10日（金）から令和7年10月31日（金）まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）

イ 受付時間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付場所

森町教育委員会社会教育課

エ 受付方法

持参または郵送（10月31日必着）

13 指定管理者候補者の審査及び選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、選定委員会にて、提出された書類を選定の基準に基づいて審査を行い、指定管理者候補者を選定します。

選定委員会が必要と認める場合は、申請者に対してヒアリングを行うことがあります。

申請者の中に、指定管理者として適当と町が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定は行わない。

(2) 選定委員会

選定委員会は次に掲げる職にある者をもって充てる。

ア 副町長

イ 教育長

ウ 総務課長

エ 財政課長

オ 社会教育課長

カ 学識経験者

(3) 選定の基準

指定管理者候補者の選定に当たっては、選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選びます。

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(4) 審査項目・配点

別表のとおり。

(5) 選定結果の通知

申請者あてに、令和7年11月中旬までに通知します。

(6) 協定の締結

指定管理者候補者に選定された団体については、令和7年12月の森町議会定例会における議決

を経た後に、指定管理者として指定します。議会の議決により指定管理者として指定された後、指定期間中の基本的事項を定めた協定を締結します。

14 その他

(1) 業務の再委託

指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、施設の管理運営を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を他の者に委託することができます。

(2) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに町に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、町は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることがあります。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときには、町は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

ウ 指定管理者の指定を取り消され、町に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うことになります。

(3) 関係法令等の厳守

管理業務を行うに当たっては、次に例示する法令等その他森町立図書館の管理を行う上で必要な法令等を遵守してください。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 森町立図書館の設置及び管理に関する条例及び森町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則、森町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

ウ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

エ 図書館法（昭和25年法律第118号）

オ 著作権法（昭和45年法律第48号）

15 スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和7年10月6日（月）～令和7年10月24日（金） |
| (2) 質問の受付 | 令和7年10月6日（月）～令和7年10月20日（月） |
| (3) 申請の受付 | 令和7年10月10日（金）～令和7年10月31日（金） |
| (4) 選定（書類審査、ヒアリング等） | 令和7年11月上旬 |
| (5) 選定結果の通知 | 令和7年11月中旬 |
| (6) 指定管理者の指定 | 令和7年12月下旬 |
| (7) 協定書の締結 | 令和7年12月下旬 |

16 問い合わせ先

森町教育委員会社会教育課

〒437-0293 静岡県周智郡森町森1485番地

電話番号 0538-85-1112

電子メール kyo_syakai@town.shizuoka-mori.lg.jp

担当者 磯谷・花島

指定管理者指定申請書

年 月 日

森町教育委員会 様

主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者の氏名

森町立図書館の管理に関する業務を行いたいので、森町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第15条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類
- 3 法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し）
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 「その他」教育委員会が必要と認める書類

事業計画書			
		申請年月日	年 月 日
団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			
現在運営している施設名	所在地	主な事業内容	
事業計画（別紙記載、別紙添付も可）			
【施設の管理に関する基本的な考え方】 【類似施設の運営実績】 【経営計画（収支計画、来館者計画、管理経費の節減 等）】 【組織体制に関する計画 管理運営体制】 【職員の配置計画】 【事業の継続性・安定性、職員の研修 計画、苦情に対する方策 等】 【サービス向上、利用増進に関する計画（イベント、自主事業、広報、利用者意見の反映 等）】 【地域団体等との連携】 【危機管理体制】 【個人情報の保護措置】 【指定管理料の金額（見積書）】			

別表

項目	評価基準	配点
指定管理者の適正について	施設の管理に関する基本的考え方	50点 10点×5名
	類似施設の運営実績	50点 10点×5名
経営に関する計画	収支計画、来場者計画	50点 10点×5名
	管理経費の節減 等	75点 15点×5名
組織体制に関する計画	管理運営体制	75点 15点×5名
	職員の配置計画	75点 15点×5名
	研修計画、苦情等に対する方策	50点 10点×5名
サービス向上、利用増進に関する計画	イベント、自主事業、広報計画、情報発信、利用者意見の反映	100点 20点×5名
地域・利用者対応	地域団体等との連携	75点 15点×5名
危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応 事故防止の取組み及び発生時の対応	50点 10点×5名
指定管理料の金額	指定管理業務にかかる費用	100点 20点×5名
合 計		750点

参考資料

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利

用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

○森町立図書館の設置及び管理に関する条例

平成6年12月21日条例第37号

改正

平成16年12月21日条例第28号

平成24年3月26日条例第5号

令和7年3月26日条例第13号

森町立図書館の設置及び管理に関する条例

森町立図書館条例（昭和35年森町条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び第16条の規定に基づき、森町立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 図書館は、図書、記録、郷土資料、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理保存して町民及び一般公衆の利用に供し、その教養の向上、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

（名称及び位置）

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
森町立図書館	森町森1485番地

（職員）

第4条 図書館に次の職員を置く。

- （1）館長 1人
- （2）その他必要な職員 若干人

（業務）

第5条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- （1）図書館資料を収集し、利用に供すること。
- （2）図書館資料の利用についての相談に応ずること。
- （3）読書団体等の指導育成に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める業務

（遵守事項）

第6条 図書館においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設、設備及び図書館資料を毀損し、又は汚損しないこと。

(2) その他教育委員会が定める事項

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項の図書館の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第5条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 前条の規定による事項の遵守

(3) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第8条 前条第1項の規定による指定は、図書館の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(指定管理者の指定)

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に図書館の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(指定管理者の指定等の公示)

第10条 教育委員会は、前条の規定により指定を行い、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(図書館協議会)

第12条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に森町立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の定数及び任期)

第13条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、7人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第28号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の森町立図書館の設置及び管理に関する条例第8条の規定により任命されている森町立図書館協議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の森町立図書館の設置及び管理に関する条例第8条の規定により任命された森町立図書館協議会の委員とみなす。

附 則（令和7年条例第13号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○森町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成6年12月22日教育委員会規則第5号

改正

平成7年3月29日教育委員会規則第4号
平成18年7月26日教育委員会規則第5号
平成19年2月23日教育委員会規則第1号
平成19年9月27日教育委員会規則第5号
平成25年2月27日教育委員会規則第5号
令和7年3月28日教育委員会規則第2号

森町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

森町図書館規則（昭和50年森町教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

- 第1条 この規則は、森町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成6年森町条例第37号）第14条の規定に基づき、森町立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営の基本的事項を定めるものとする。

（開館時間）

- 第2条 図書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 図書館長（以下「館長」という。）は、特別の理由により前項の規定によりがたい場合には、臨時に開館時間を変更することができる。この場合においては、森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出るとともに、教育委員会の指定した場所（以下「指定場所」という。）に事前にその旨を掲示しなければならない。

（休館日）

- 第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- （1） 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法律」という。）に規定する祝日に当たるときは、その翌日
- （2） 12月28日から翌年の1月4日までの日
- （3） 特別整理日（毎年12日以内で館長が定める日）
- （4） その他館長が必要と認める日

- 2 館長は、特別の理由により前項の規定によりがたい場合には、教育委員会の許可を得てこれを変更することができる。

- 3 館長は、第1項第3号及び第4号に掲げる休館日を定めたときは、教育委員会に届け出るとともに、事前にその旨を指定場所に掲示しなければならない。

（職員の勤務）

- 第4条 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年森町条例第3号）第2条第1項及び第4条第1項の規定により、図書館に勤務する職員の勤務時間及び週休日等は、次のとおりとする。

- （1） 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
- （2） 週休日は、前条第1項第1号に規定する日及び4週間を通じて4日の割合で館長が定める日とする。
- （3） 日曜日及び火曜日から土曜日まで並びに月曜日で法律第3条第2項又は第3項に規定する休日当たる日の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、勤務の都合により特に必要があると認めるときは、勤務時間の割振りを変更することができる。

（専決事項）

- 第5条 館長が専決することのできる事項は、次のとおりとする。

- （1） 資料の選択
- （2） 寄贈及び寄託資料受理

(3) 利用者カードの発行
(登録等)

第6条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用者登録申込書（様式第1号）を館長に提出し、利用者カード（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 利用者カードの交付を受けることのできる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に在住する者
- (2) 町内に勤務する者
- (3) 町内に通学する者
- (4) その他館長が広域的な図書館活動のために必要があると認める者

3 第1項に規定する登録事項に異動を生じたとき、又は利用者カードを紛失し、若しくは損傷したときは、速やかに、館長に届け出て、変更登録又は利用者カードの再交付を受けなければならない。

4 利用者カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(図書館資料の貸出し)

第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用者カードを館長に提示しなければならない。ただし、身体障害者等館長が必要があると認める者は、電話、郵便等により申込みをし、宅送による貸出しを受けることができる。

(図書館資料の貸出し数量及び貸出し期間)

第8条 図書館資料を貸出しできる数量及び期間は、次のとおりとする。

区分	数量	貸出し期間
図書資料	10冊以内	14日以内
視聴覚資料	2点以内	14日以内

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めるときは、数量又は貸出し期間を変更することができる。

(図書館資料の貸出しの禁止)

第9条 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 貴重図書、事典、辞書、法帳、目録及び郷土資料
- (2) 新聞及び官公報
- (3) 逐次刊行物の最新号
- (4) 館内において特に利用の多い図書
- (5) その他館長が特に指定するもの

(図書館資料の貸出しの停止等)

第10条 貸出しを受けた者が貸出し期間を過ぎても図書館資料を返納しないとき、又は資料の管理上支障があると認められるときは、館長は、一定の期間貸出しを停止することができる。

2 貸出し期間が終わり、引き続き図書館資料の利用をしようとする者は、館長の承認を得なければならない。

(図書館資料の複写)

第11条 図書館資料の複写をしようとする者（以下「複写者」という。）は、資料複写申込書（様式第3号）を提出し、館長の承認を受けなければならない。

2 複写者は、複写に要する実費を納めなければならない。

(図書館利用の制限)

第12条 館長は、館内利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の資料及び施設の利用を制限し、又は利用を停止することができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。
- (3) 館長その他の職員の指示に従わないとき。

(損害賠償)

第13条 利用者が資料を汚損し、若しくは紛失したとき、又は施設を損傷したときは、館長の指定する現品又は相当の代価を弁償しなければならない。ただし、災害その他特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

(寄贈及び寄託)

第14条 図書館は、図書その他の資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈及び寄託を受けた図書その他の資料は、図書館資料と同様の取扱いをする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第15条 条例第8条第2項の規定で定める申請書は、指定管理者指定申請書(様式第4号)によるものとする。

2 条例第8条第2項の規定で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書

(2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(3) 法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し)

(4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類

(5) 貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(事業報告書)

第16条 条例第11条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 図書館の管理に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況

(2) 業務に係る収支状況

(3) 図書館の利用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第17条 条例第7条第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第2条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」とする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、図書館の開館は、平成7年4月15日からとする。

附 則(平成7年教育委員会規則第4号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教育委員会規則第5号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年教育委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の森町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により交付された利用者カードは、この規則による改正後の森町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により交付された利用者カードとみなす。

附 則(平成19年教育委員会規則第5号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成25年2月27日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和7年教育委員会規則第2号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○森町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

※令和7年度改正予定

平成25年2月27日告示第7号

森町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、森町立図書館(以下「図書館」という。)において雑誌スポンサー制度を実施することにより、町民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための資料の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雑誌スポンサー制度 図書館が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌を町民の利用に供するに当たりその雑誌架扉又はこれに類する場所及び雑誌カバーに当該雑誌スポンサーに関する広告を掲示する制度をいう。

(2) 雑誌スポンサー 図書館における資料の充実の後援を目的として図書館に雑誌を提供する民間事業者その他の者をいう。ただし、個人からの提供は除くものとする。

(雑誌スポンサーの資格)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる者は、町税を滞納していない者で、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

(3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者

(4) その者の行う活動の主たる目的が次のいずれかに該当すると認められる者

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者

(6) 法令、条例、規則等（以下「法令等の規定」という。）に違反したことにより刑事処分、行政処分その他の措置を受けている者

(7) 前各号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当でないと森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者

2 雑誌の提供期間中に、前項の規定に該当するに至った場合も同様とする。

(掲示する広告物の基準)

第4条 雑誌スポンサーから提供を受ける雑誌架等に掲示する広告物は、その記載内容が次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 法令等の規定に違反していないものであること。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。

(3) 第3条第1項第4号に規定する目的に該当しないものであること。

(4) 虚偽又は誤認させるおそれがないものであること。

(5) 他の者との比較その他の方法を用いることにより他の者の権利を侵害するおそれがないものであること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、図書館に掲出することが適当であると認められるものであること。

2 教育委員会は、図書館に掲出する広告が前項各号に掲げる要件に適合していないと認めるときは、その記載内容について雑誌スポンサーに修正を指示することができる。

(広告等の規格)

第5条 雑誌カバーの表面に掲示する名称等の表示ラベルの規格は、次のとおりとする。

区分	規格
表示ラベルの大きさ	縦4センチメートル、横13センチメートル以内
表示ラベルの色	地色は白色、文字は黒
貼付位置	雑誌カバー表面の中央下部

2 雑誌カバーの裏面に掲示する広告は、雑誌スポンサーの作成による片面広告で、大きさはA4判以下とする。

3 雑誌架扉又はこれに類する場所に掲示する広告は、雑誌スポンサーの作成による片面広告で、大きさはA5判以下とする。

4 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(雑誌スポンサーの申込み)

第6条 雑誌スポンサーの申込みをしようとする者は、教育委員会が別に指定する雑誌のうちから図書館に提供する雑誌を選定し、森町立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に掲示する広告及び必要書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早いものを優先する。

(雑誌スポンサー及び広告内容の審査)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、承諾の可否を決定し、森町立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により当該申込みをした者に通知するものとする。

(雑誌の提供期間)

第8条 雑誌の提供期間は、雑誌の提供日から1年以上とする。

2 広告の掲示期間は、雑誌の提供期間と同様とする。

(雑誌の提供)

第9条 雑誌スポンサーは、刊行された雑誌を遅滞なく市民の利用に供するため、教育委員会が次条に定める方法により、図書館に雑誌を提供するものとする。

2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、図書館が収集した他の資料と同様の取扱いをするものとする。

3 雑誌スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他図書館に雑誌を提供することができなくなるおそれがあるときは、提供する雑誌の変更その他必要な事項について、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(雑誌の納入方法)

第10条 図書館に提供する雑誌は、雑誌スポンサーが指定する書店等が図書館へ納入するものとする。

(雑誌購入代金の支払方法)

第11条 図書館に提供する雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーの全額負担とし、雑誌スポンサーが書店等に直接支払うものとする。

(広告の変更)

第12条 掲示を始めた日から3月を経過する日までの間にある広告は、これを変更することができない。

2 雑誌スポンサーは、前項に規定する期間を経過した広告を変更しようとするときは、あらかじめ、新たに掲示する広告を教育委員会に提出し、その掲示について教育委員会の承認を受けなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項に規定する広告の変更の手続について準用する。

(雑誌の提供の中止の申出)

第13条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの決定の取消し)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による決定を取り消すものとする。

(1) 雑誌スポンサーが前条の規定により雑誌の提供の中止を申し出た場合において、その内容を審査した上で、これを承認するとき。

(2) 雑誌スポンサーが第3条第1項のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(3) 雑誌スポンサーが第4条第2項の規定による修正の指示に応じなかったとき。

(雑誌スポンサーの責務)

第15条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌スポンサー制度の休止)

第16条 災害等のやむを得ない事情により、雑誌の配架が困難になったときは、本制度は一時休止する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、森町立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。